

近畿中国森林管理局公告

国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 8 条の 6 第 1 項の規定に基づき下記の樹木採取区の指定に当たり、次のとおり案を縦覧に供します。

なお、樹木採取区の案について、縦覧期間中近畿中国森林管理局長に意見を提出することができます。

令和 3 年 8 月 2 日
近畿中国森林管理局長

1 縦覧に供する樹木採取区の案

(1) 樹木採取区の名称

近畿中国 1 新見樹木採取区

(2) 樹木採取区の所在地

別紙 1 及び別紙 2 のとおり。

(3) 樹木採取区の面積

樹木採取区的面積 250.68 ha

採取可能面積 115.92 ha

備考：面積は、森林調査簿（令和 2 年 3 月 31 日現在）の小班面積及び QGIS 3.4（令和 3 年 3 月 31 日時点）計測による。

(4) 区域図及び区域位置図

別紙 2 のとおり。

2 縦覧場所

近畿中国森林管理局ホームページ、近畿中国森林管理局及び岡山森林管理署の庁舎において縦覧に供します。

近畿中国森林管理局ホームページ：<https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/policy/business/jyumokusaisyukenseido/20210331.html>

近畿中国森林管理局

所在地：大阪市北区天満橋 1 丁目 8 番 75 号 桜ノ宮合同庁舎

電話 050 (3160) 6700

縦覧時間：午前 9 時から 12 時、午後 1 時から 5 時まで（ただし、土、日、祝日等の行政機関の休日は終日縦覧できません）。

岡山森林管理署

所在地：岡山県津山市小田中 228-1

電話 050(3160)6135

縦覧時間：午前 9 時から 12 時、午後 1 時から 5 時まで（ただし、土、日、祝日等の行政機関の休日は終日縦覧できません）。

3 縦覧期間

令和 3 年 8 月 2 日（月曜日）から令和 3 年 9 月 1 日（水曜日）まで

4 意見書の提出

樹木採取区の案に意見がある者は、次に定めるところにより、近畿中国森林管理局長に対し、理由を付して、意見書を提出することができます。

（1）提出先

〒530-0042 大阪市北区天満橋 1 丁目 8 番 75 号 桜ノ宮合同庁舎
近畿中国森林管理局長（資源活用課扱い）あて
電子メール：mailto:kc_katsuyou@maff.go.jp

（2）提出期限

縦覧期間が満了する令和 3 年 9 月 1 日（水曜日）17：00 までに必着

（3）意見書の記載事項

意見書様式による

（4）意見書の提出方法

提出先に郵送、電子メール又はご持参のうえ提出

（5）意見の取扱い

いただいた意見は、樹木採取区指定時の参考とさせていただきます。

また、樹木採取区の指定の公示と合わせて意見の要旨とその処理結果について公表します。

なお、意見をいただいた方の氏名等は公表いたしません。

5 参考情報

（1）本樹木採取区に設定することが見込まれる樹木採取権の存続期間の案
9 年程度

（2）森林資源の状況（令和 2 年 3 月 31 日現在）
別紙 3 のとおり。

（3）林道等の状況（令和 3 年 6 月 23 日現在）
別紙 4 のとおり。

（4）その他参考となるべき事項
別紙 5 のとおり。

近畿中国 1 新見樹木採取区の所在地

近畿中国 1 新見樹木採取区の所在地は、以下の樹木採取区区域一覧表に示すとおりとする。

樹木採取区区域一覧表

都道府県名、市町村名、国有林野名等	区域番号	所在地	備考		
			林班	小班	その他
岡山県新見市大佐大井野 字 兀谷国有林及び 岡山県新見市千屋井原 字 樋谷山国有林	区域 1	区域位置図及び区域図のとおり	5 3 8	い (一部)	区域位置図及び区域図のとおり
			5 3 8	ろ (一部)	
			5 3 8	は	
			5 3 8	ほ	
			5 3 8	へ	
			5 3 8	と	
			5 3 8	り	
			5 6 2	い	
			5 6 2	ろ	
			5 6 2	に	
			5 6 2	ほ (一部)	区域位置図及び区域図のとおり
			5 6 2	へ (一部)	
			5 6 2	と	
			5 6 2	ち (一部)	区域位置図及び区域図のとおり
			5 6 2	り	
			5 6 2	ぬ	
5 6 2	る				
岡山県新見市千屋実字 用郷山国有林	区域 2	区域位置図及び区域図のとおり	5 5 8	い 1 (一部)	区域位置図及び区域図のとおり
			5 5 9	い 1 (一部)	
			5 5 9	い 2	
			5 5 9	ろ (一部)	区域位置図及び区域図のとおり
			5 5 9	は (一部)	
			5 5 9	に (一部)	
			5 5 9	へ (一部)	
5 5 9	と 1				

岡山県新見市千屋実 字 用郷山国有林	区域 3	区域位置 図及び区 域図のと おり	5 5 8	い 1 (一部)	区域位置図及び 区域図のとおり
			5 5 9	い 1 (一部)	
			5 5 9	ろ (一部)	
			5 5 9	は (一部)	
			5 5 9	に (一部)	
			5 5 9	ほ	
			5 5 9	へ (一部)	区域位置図及び 区域図のとおり
岡山県新見市菅生 字 用郷山国有林	区域 4	区域位置 図及び区 域図のと おり	5 5 0	ろ (一部)	区域位置図及び 区域図のとおり
	区域 5		5 5 0	は (一部)	
			5 5 0	ろ (一部)	
			5 5 0	に (一部)	
			5 5 0	ほ (一部)	
			5 5 0	へ (一部)	
	区域 6		5 5 0	ろ (一部)	
			5 5 0	へ (一部)	
	区域 7		5 5 0	に (一部)	
			5 5 0	ほ (一部)	
	区域 8		5 5 0	ほ (一部)	
			5 5 0	へ (一部)	
	区域 9		5 5 0	へ (一部)	
			5 5 0	と (一部)	
			5 5 0	ち (一部)	
	区域 10		5 5 0	り (一部)	
			5 5 0	ち (一部)	
	区域 11		5 5 0	り (一部)	
			5 5 0	る (一部)	
	区域 12		5 5 0	た (一部)	
5 5 0		に (一部)			
5 5 1		に (一部)			
区域 13	5 5 1	り (一部)			
	5 5 0	に (一部)			
	5 5 1	に (一部)			
区域 14	5 5 1	に (一部)			
	5 5 1	と (一部)			
	5 5 1	り (一部)			
区域 15	5 5 1	ち (一部)			
区域 16	5 5 1	と (一部)			
区域 17	5 5 1	と (一部)			

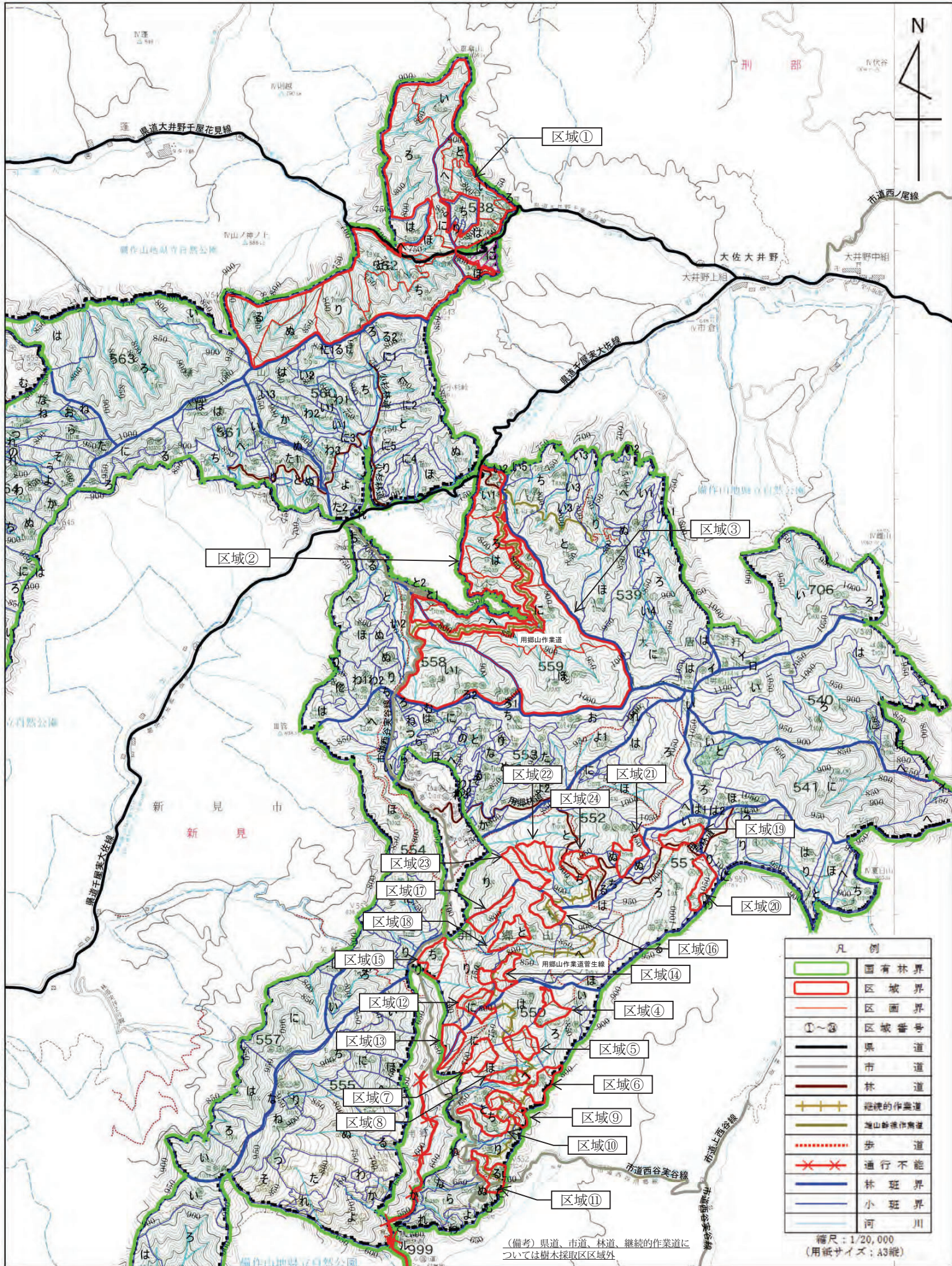
岡山県新見市菅生 字 用郷山国有林	区域 18	区域位置 図及び区 域図のと おり	5 5 1	と（一部）	区域位置図及び 区域図のとおり
	区域 19		5 5 1	ろ（一部）	
	区域 20		5 5 1	ろ（一部）	
	区域 21		5 5 2	と（一部）	
	区域 22		5 5 2	と（一部）	
			5 5 2	ち（一部）	
	区域 23		5 5 2	と（一部）	
区域 24	5 5 2	ち（一部）			

備考：林班名、小班名は令和2年3月31日時点のものであり、所在を特定しない。

近畿中国 1 新見樹木採取区 図面一覧表

図面番号	区分	対象とする区域番号	備考
図面 1	区域位置図	—	
図面2-1	区域図	区域①	538い、538ろ、538は、538ほ、 538へ、538と、538り、562い、 562ろ、562に、562ほ、562へ、 562と、562ち
図面2-2	区域図	区域①	538い、538ろ、538は、538ほ、 538へ、538と、538り、562ろ、 562に、562ほ、562へ、562と、 562ち、562り、562ぬ、562る
図面2-3	区域図	区域②、区域③	558い1、559い1、559い2、559 ろ、559は、559に、559ほ、559 へ、559と1
図面2-4	区域図	区域②、区域③	558い1、559い1、559ろ、559 は、559に、559ほ、559へ、559 と1
図面2-5	区域図	区域④、区域⑫、区域⑭～区域⑳	550ろ、550は、550に、551ろ、 551に、551と、551り、551ち、 552と、552ち
図面2-6	区域図	区域④～区域⑬	550ろ、550は、550に、550ほ、 550へ、550と、550ち、550り、 550る、550た、551に、551り

備考：区域界の表示方法については、樹木採取権制度ガイドラインについて（令和2年4月1日付元林国第177号林野庁長官通知）で示された考え方に基づく。



(備考) 県道、市道、林道、継続的作業道については樹木採取区区域外